

平成 29 年 4 月から

# 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)が始まります

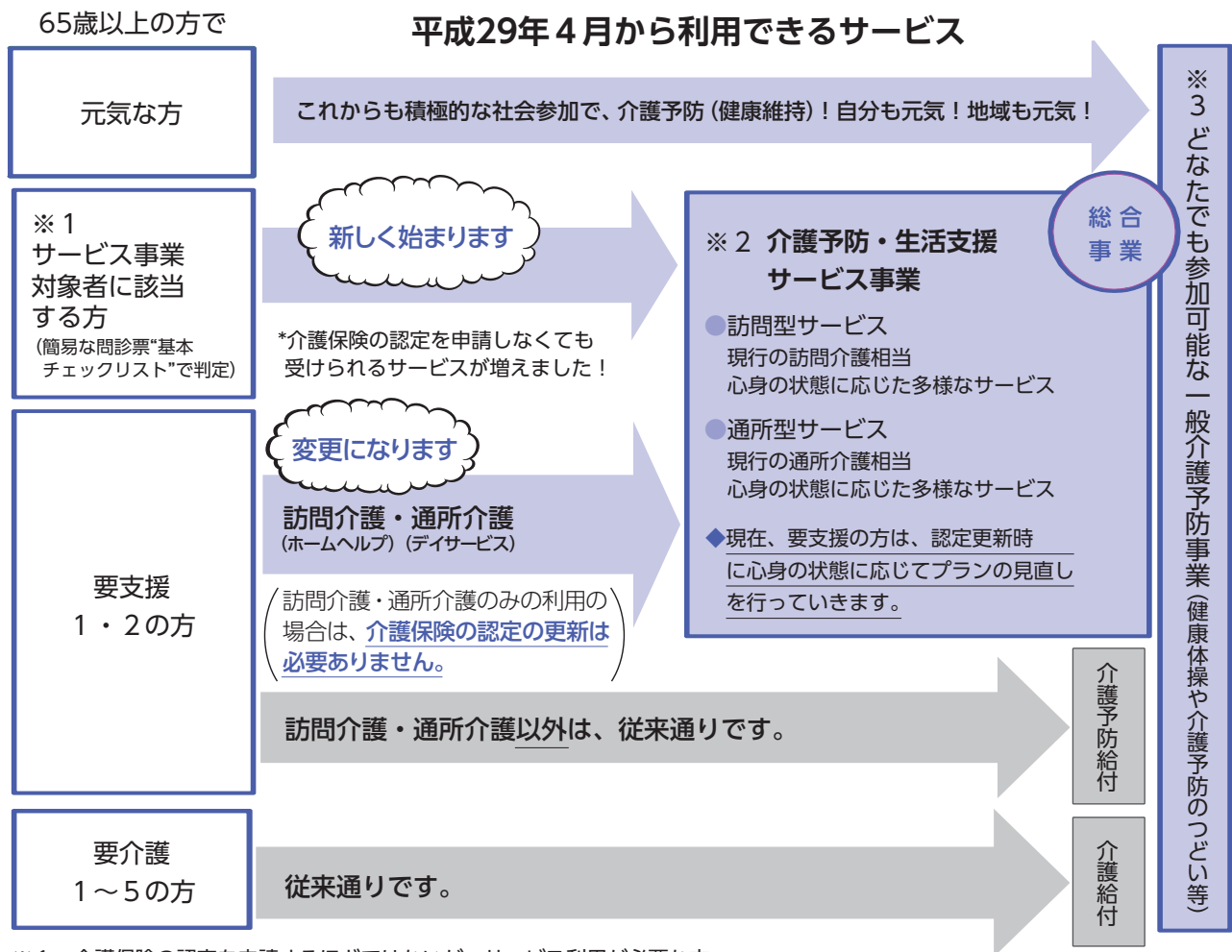
## 総合事業を通じて「顔がつながる、心が通う、困ったときはお互いさま」のまちづくり

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に向けて、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されます。

そこで、町では、高齢者が地域で社会参加できる機会を増やし、『支援を必要とする方の支え手側』になることで、介護予防(健康維持)と地域全体での見守り、支え合いの気運が高まっていくような地域づくりを目指します。

## 総合事業が始まると、どう変わるの？

要支援の方が、全国一律の基準により利用されていた『訪問介護(ホームヘルプ)』および『通所介護(デイサービス)』は、町が実施する総合事業の『介護予防・生活支援サービス事業』に移行します。



- ※1 介護保険の認定を申請するほどではないが、サービス利用が必要な方。  
基本チェックリストという簡易な問診票を基にサービス必要性の有無を認定します。
- ※2と※3の総称が「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」です。

### ★要支援1・2の皆様へ

総合事業の開始に伴い、介護保険の認定が必要なくなる場合があります。  
要支援1・2の方は、役場からの「更新のお知らせ」が届きませんので、ご了承ください。

問合せ 保健福祉課・地域包括支援センター ☎ 47-8009